

大船渡農業振興地域整備計画の

見直しを行います

農振除外申し出は5月2日まで！

提出先／問い合わせ先 農林課農政係 ☎内線7124

市では、大船渡市総合計画を踏まえ、農業の振興を図るべき地域を定め、将来に向けた農業の持続的発展を推進するため「大船渡農業振興地域整備計画」を策定しています。おおむね5年ごとに行ってきた計画の見直しは、東日本大震災以降、延期して見直しを行うこととしました。

見直し後5年間は、農用地区域からの除外手続き（農振除外）ができなくなりますので、農用地区域内の農地において、住宅建築や植林などの農業以外の利用を予定している場合は、「農振除外」の手続きをしてください。

なお、見直し作業に伴い、東日本大震災の影響による措置として偶数月の1日（休日・祝日の場合は翌開庁日）に農振除外申請を受け付けて

いた随時変更について、2月2日以降の申し出受け付けはできなくなります。本号では「農振除外」の手続きなどについてお知らせします。

農業計画のあらまし

市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、大船渡農業振興地域整備計画を定めています。この計画は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めるために、市がおおむね10年間を見通して定めています。

農振除外とは？

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めています。これ

農振除外できる土地

次の要件を全て満たした場合に限り農振除外をすることができます。

- ①農用地以外に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外に代替する土地がないこと。また、必要最小限の計画面積であること。
- ②農用地の集団化や農作業の

を「農用地区域」といいます。農用地区域は、優良な農地の保全のため、土地盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。このため農用地区域内の土地を農地以外に使用するときには、農地転用の許可申請の前に農用地区域からの除外手続き（農振除外）が必要となります。

市内の農用地区域

地区名	字名
末崎町	中野、山岸、上山、小田、作沢、高清水、鳥崎、大田、小中井、西館、中森、泊里、大豆沢、大浜、山根
赤崎町	大立、永浜、清水、蛸ノ浦、鳥沢、長崎、外口、合足
猪川町	西山、大野
立根町	野尻、舞良、寒風、小森、平田、小林、川原、上ノ台、沼田、萱中、細野、大畑野
日頃市町	上甲子、中甲子、下甲子、上鷹生、下鷹生、上代、大迎、小森、庄五郎新田、大野林、上宿、中宿、下宿、平山、舟野、郷道、上小通、中小通、下小通、藤折、茂倉、下板用、上板用、中板用、川内、関谷、黒森沢、坂本沢、上坂本沢、大森、田代屋敷、石橋、上石橋、蛭潟
三陸町綾里	全域
三陸町越喜来	全域
三陸町吉浜	全域

- ③農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。
- ④土地改良施設（用排水路、農道）の有する機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤土地改良事業の施行区域内にある土地については、事業が完了した年度の翌年度から8年以上が経過していること。

農用地区域の確認

堆肥舎などの農業用施設を農用地区域内の農地に建てる場合には、用途区分変更（軽微変更）の申し出が必要です。軽微変更や農振除外の予定がある人は、その土地が農用地区域に指定されているかを確認してください。農用地区域に指定されていない場合は、この手続きは不要です。左表の区域内で、農地転用の予定がある場合は申し出をお願いします。

申し出の受付期間

4月2日(月)～5月2日(水)

提出書類

- ①農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書
- ②事業計画書
- ③登記事項証明書・謄本
- ④公図の写し
- ⑤案内図（縮尺1,500/5,000分の1程度の地図に申請地を表示したものの）
- ⑥転用目的に応じた図面など
- ⑦隣接する農地の所有者の同意書（隣地が他者の所有する農地の場合）
- ⑧その他申し出の内容により、市長が必要と判断する書類

地域座談会の開催

計画の見直しにあたり将来的な農業振興について、地域座談会を行う予定になっていますので、ご参加ください。※座談会の日程などについては、決まり次第、広報などでお知らせします。

農地転用には許可が必要です ～忘れずに手続きをしましょう～

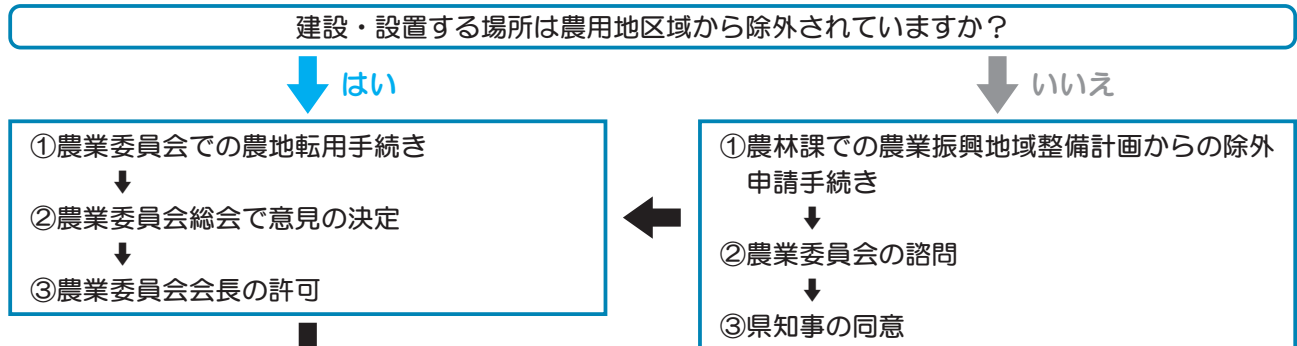
農地の転用とは、農地を住宅や倉庫の用地、資材置き場、駐車場など農地以外の土地に変える行為です。次のような場合は、農業委員会での手続きが必要です。

- ①農地の所有権を移転する場合、または賃借権などを設定する場合（相続は除く）
- ②自己所有の農地を農地以外の目的に転用する場合（名義変更なし）

- ③自己所有以外の農地を売買または賃貸借などによって、農地以外の目的に転用する場合 ※傾斜地にある農地を平坦にするなど、農作業を容易にするために農地の現状を改良する場合にも、農地改良（現状変更）届出書の提出が必要です。詳しくは、農業委員会事務局農地係（☎内線356）へお問い合わせください。

《農地転用手続きの流れ》

■ 居宅・倉庫などの建設や駐車場などを整備する場合



■ 農業用施設を建設する場合

